

令和5年度制度改善要望

令和4年7月

一般社団法人 不動産証券化協会

要 望 項 目

1. 投資法人において繰延ヘッジ益等が生じた場合に、利益超過分配を実施する際の影響を回避する所要の措置の導入

投資法人において繰延ヘッジ益等の評価・換算差額等が投信法上の利益を構成すること起因する課題への対処のため、投資法人における利益概念の修正等の措置を要望する。

2. 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱に係る改正

投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段として利益超過分配を行う場合に、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金を取崩さずに済むよう措置を要望する。

* 法令略称

投信法	: 投資信託及び投資法人に関する法律
投資法人計算規則	: 投資法人の計算に関する規則
措法	: 租税特別措置法
措法施行令	: 租税特別措置法施行令
措法施行規則	: 租税特別措置法施行規則

1. 投資法人において繰延ヘッジ益等が生じた場合に、利益超過分配を実施する際の影響を回避する所要の措置の導入

投資法人において繰延ヘッジ益等の評価・換算差額等が投信法上の利益を構成すること
に起因する課題への対処のため、投資法人における利益概念の修正等の措置を要望
する。

(1) 現状の規定

- ・ 投資法人が金融機関からの借入金等の金利変動リスクを回避するために行う金利スワップ取引について、ヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用した場合、当該金利スワップについては決算期毎に時価評価し、評価損益を繰延ヘッジ損益として純資産の部「評価・換算差額等」に計上する。
- ・ 評価・換算差額等は投信法第 136 条の規定に基づき投信法上の利益を構成するため、繰延ヘッジ益が発生している投資法人において税会不一致が生じた時、一時差異等調整引当額として利益超過分配を行う場合には、繰延ヘッジ益相当分を分配しなければならない。
- ・ この時、金銭の分配に係る計算書では、繰延ヘッジ益相当分が当期末処分利益を超える分配金となるため、翌期以降に会計上の繰越損失が発生することとなるが、当該繰越損失分は税務上損金として認識されない。そして、課税所得が投信法上の利益を超えた場合においても、その超過額は投資法人計算規則第 2 条第 2 項第 30 号に定める一時差異等調整引当額を計上する要件を満たさないため、課税が生じることとなる。また、課税が生じた場合、導管性要件における支払配当要件の分子を減少させるため、課税額の大きさによっては導管性要件に影響が生じる可能性もある。
- ・ 上記の繰延ヘッジ益の他、「その他有価証券評価差額金」も評価・換算差額等を構成するため、同勘定科目を計上している投資法人においても同様の問題が生ずる。
- ・ なお、繰延ヘッジ損失が発生した場合においては、投信法上の利益が当期末処分利益に比して減少することとなるが、平成 27 年度税制改正において、当該減少分は純資産控除項目に該当し、一時差異等調整引当額として分配し利益処分に充当することが可能となり、手当てがなされた。しかしながら、上記の通り繰延ヘッジ益の発生については手当てがなされていない。

(2) 要望理由

- ・ 利益超過分配を実施する投資法人において、実体のない評価・換算差額等である繰延ヘッジ益等の分配が必要とされることで、導管体たる投資法人に課税を生じせしめ、導管性要件に影響が生じる可能性もある。
- ・ 近時の金融環境の動向に鑑みると繰延ヘッジ益が発生する可能性は高まっており、税会不一致の発生等により恒常的に利益超過分配を実施している投資法人が一定数存在している中、発生時の影響は広く及ぶことが懸念される。そのため、現行の利益概念の修正等、所要の措置を要望する。

(3) 該当条文

- ・ 投信法第 136 条、第 137 条
- ・ 投資法人計算規則第 2 条
- ・ 措法第 67 条の 15
- ・ 措法施行令第 39 条の 32 の 3
- ・ 措法施行規則第 22 条の 19

※本要望は税制にも密接に関連するため、税制改正要望においても同内容にて要望する。

2. 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱に係る改正

投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段として利益超過分配を行う場合に、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金を取崩さずに済むよう措置を要望する。

(1) 現状の規定

- 平成 27 年度税制改正により、投資法人計算規則第 2 条第 2 項第 30 号に新たに定義された「一時差異等調整引当額」を計上することにより、税会不一致金額を税法上配当と取扱われる利益超過分配とする事が認められ、「投資法人における税会不一致による二重課税の防止」の為の手当てがなされた。
- しかしながら、投信法令における利益超過分配の規定では、利益を構成する任意積立金を残したまま利益超過分配を行うことはできないと解されており、任意積立金のうち、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金を計上している投資法人は、当該積立金を全額取崩さなければ、利益超過分配による二重課税の解消手段を行使することができない。
- 圧縮積立金は取崩しの際に益金算入されるため、二重課税の解消手段を行使するために全額取崩しを行うと、当該期の分配金に与える影響が大きくなる。また、買換特例圧縮積立金は取崩し要件が対象資産の売却・除却・減価償却等に限定されており、取崩しのためには対象資産を売却しなければならない。よって、税会不一致が生じた場合、任意積立金を有する投資法人は、「一時差異等調整引当額」計上による二重課税の解消が事実上困難な状況である。

(2) 要望理由

- 元来、運用手法として認められている任意積立金を計上しているか否かによって、税会不一致による二重課税解消手段の行使の可否に差が生じている状況であることから、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金を取り崩すことなく、税会不一致による二重課税解消手段を行使できるような制度改正が望まれる。
- 現状は任意積立金を保有している投資法人にて税会不一致が発生した場合、解消のため「一時差異等調整引当額」を使うには、任意積立金を全額、当該期で配当せざるを得ないため、対象資産の売却や一時的な大きな配当により運用資産が減少してしまう。また、当該取り崩しにより、天変地異等の不可抗力による減収への備えを失うこととなるため、安定的な不動産運用を損なうことに繋がる可能性がある。なお、税会不一致を解消せず「一時差異等調整引当額」を使わない場合は、当該期において課税が生じるほか、その大きさによっては導管性が破綻する虞があり、配当に大きな影響を与える懸念がある。
- については「一時差異等調整引当額」として、税法上配当と取扱われる範囲までは、圧縮積立金及び買換特例圧縮積立金を取崩さずに利益超過分配を可能とするよう措置を求める。

(3) 該当条文

- ・ 投信法第 137 条第 1 項
- ・ 投資法人計算規則第 2 条第 2 項第 30 号

※本要望は税制にも密接に関連するため、税制改正要望においても同内容にて要望する。